

政令第二十六号

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の一部の施行に伴い、同法附則第八条並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）第八条並びに第十五条の四第二項及び第三項、同条第五項並びに同法第二十条第五項及び第二十一条の三第五項において準用する同法第十二条の三第四項第五号並びに同法第三十八条及び第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第一条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に改める。

第一条中「住民票コード」の下に「、「除票」、「転出」、「戸籍の附票の除票」を加え、「、「転出」、「」を「又は」に改め、「、「中长期在留者」、「特別永住者」、「一時庇護許可者」、「仮滞在

許可者」、「出生による経過滞在者」又は「国籍喪失による経過滞在者」を削り、「法第二十二條第一項、法」を「第十五條の二第一項、第十五條の三第一項、第二十一條第一項、第二十二條第一項、」に、「法第二十四條又は法」を「又は」に改め、「住民票コード」の下に「除票、転出、戸籍の附票の除票」を加え、「転出、」を「又は」に改め、「中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」を削る。

第七條第一項中「新たに市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加える。

第十一條中「又は法」を「又は」に改める。

第十二條第一項中「又は法」を「又は」に改め、同條第二項第四号中「又は同法」を「又は」に改め、同項第七号中「同法」を削る。

第十三條の見出しを「（住民票の消除に関する手続）」に改め、同條第一項中「消除する場合には」を「消除したときは」に、「第二十四條の規定による届出」を「第二十四條の二第一項に規定する転出届」に、「消除する場合にあつては」を「消除した場合にあつては」に、「住民票に記載しなければ」を「消除した住民票に記載（法第十五條の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する消除した住民票

にあつては、記録。次項及び第十七条第一号において同じ。）をしなければ」に改め、同条第二項中「消除された」を「消除した」に、「を記載する」を「の記載をする」に、「により記載された」を「により当該消除した住民票に記載をした」に、「書面に記載された」を「住民票に記載をされた」に、「当該記載された」を「当該」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（住民票の改製に関する手続）

第十三条の二 市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の消除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。

2 市町村長は、住民票を改製したときは、その旨及びその年月日とその改製前の住民票に記載（法第十条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する改製前の住民票にあつては、記録）をしななければならない。

第十五条中「法第十二条の二第一項又は法」を「第十二条の二第一項又は」に改め、「住民票の写し」の下に「（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、

当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下第十五条の四までにおいて同じ。」を加え、「その」を「当該住民票の写しの」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

（法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項）

第十七条 法第十五条の四第二項及び第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる同条第二項の請求又は同条第三項若しくは第四項の申出に係る除票の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 消除した住民票 当該消除した住民票に係る住民票を消除した事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨、転出先の住所及び当該消除した住民票に転出をした旨の記載がされているときは転出をした旨）及びその事由の生じた年月日（転出届に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）

二 改製前の住民票 当該改製前の住民票に係る住民票を改製した旨及びその年月日

（住民票に関する規定の準用）

第十七条の二 第十五条の二の規定は、法第十五条の四第五項において準用する法第十二条の三第四項第

五号に規定する政令で定める業務について準用する。

2 第二条、第十五条及び第十六条の規定は、除票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項	第十五条の二第二項
第十五条	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項 住民票の写し	第十五条の四第一項から第四項まで 除票の写し
第十六条第二項	第六条第三項 第六条第三項	第十五条の二第二項 第十五条の二第二項

第二十一条第一項中「第二十条第五項」の下に「及び第二十一条の三第五項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第二条、第十三条第一項、第十三条の二、第十五条及び第十六条の規定は、戸籍の附票について準用

する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二条</p>	<p>第六条第三項</p> <p>総務大臣</p>	<p>第十六条第二項</p> <p>総務大臣及び法務大臣</p>
<p>第十三条第一項</p>	<p>その事由（転出の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（法第二十四条の二第一項に規定する転出届（以下「転出届」という。）に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）</p> <p>消除した住民票</p>	<p>その旨及びその年月日</p> <p>消除した戸籍の附票</p>
	<p>第十五条の二第二項</p>	<p>第二十一条第二項</p>

第十三条の二第一項	記載			記載（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録）
第十三条の二第二項	改製前の住民票	改製前の戸籍の附票	第十五条第二項	第二十一条第二項
第十五条	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項	第二十条第一項から第四項まで	第十六条第二項	第十六条第二項
	住民票の写し	戸籍の附票の写し	第十六条第三項	第十六条第二項
	第六条第三項		第十六条第三項	
	第六条第三項		第十六条第三項	

第二十一条に次の一項を加える。

3 第二条、第十五条及び第十六条の規定は、戸籍の附票の除票について準用する。この場合において、

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	第六条第三項 総務大臣	第二十一条第二項 総務大臣及び法務大臣
第十五条	第十二条第一項、第十二条の二第一項又は第十二条の三第一項若しくは第二項 住民票の写し	第二十一条の三第一項から第四項まで 戸籍の附票の除票の写し
第十六条第二項	第六条第三項 第六条第三項	第二十一条第二項 第二十一条第二項
第十六条第二項	第六条第三項	第二十一条第二項

第二十六条中「又は法」を「又は」に改める。

第二十七条の二第一号中「並びに法」を「法」に、「及び法」を「の規定による届出及び法」に改める。

第二十七条の三第一号中「並びに法」を「、法」に、「及び」を「の規定による届出及び」に改め、同条第二号中「次号」を「次号ロ」に改める。

第三十条の二十六第一項中「記載する」を「記載をする」に、「次条において同じ」を「次条第一項において同じ」に、「次条において」「」を「同項において」「」に、「記載される」を「記載がされる」に改め、同条第二項中「記載する」を「記載をする」に、「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同条第三項中「記載しなければ」を「記載をしなければ」に改め、同条第四項中「が記載されている」を「の記載がされている」に改め、同条第五項中「が記載されている」を「の記載がされている」に、「記載しておく」を「記載をしておく」に改め、同条第七項中「が記載されている」を「の記載がされている」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法第十一条第一項の項中「以下」の下に「この章及び第三十条の六第一項において」を加え、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五項の項中「第十四号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の三第一項の項中「第七条第一号」を削り、同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条の四第一項の項中「第十四号に掲げる」を削り、同表法第三十条の六第一項の項を

次のように改める。

法第三十条の六第一項	から第三号まで	に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
------------	---------	------------------------

第三十条の二十六第七項の表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項中「第七条第一号」を削り、「以下この章から第四章の二まで」を「第四章及び第三十条の五第三号」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第七条第一号」を削り、同条に次の一項を加える。

8 外国人住民に係る除票に通称の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五項において準用す	氏名	氏名又は通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三
------------------	----	--------------------------------------

<p>る第十二条第二項 第三号</p>		<p>十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章において同じ。）</p>
<p>第三十条の五十一 の規定により読み 替えて適用される 第十五条の四第五 項において準用す る第十二条第五項</p>	<p>までに掲げる事項</p>	<p>までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、通称を除く。）</p>
<p>第十五条の四第五 項において準用す る第十二条の二第 二項第三号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名又は通称</p>
<p>第三十条の五十一</p>	<p>第十四号に掲げる事項</p>	<p>第十四号に掲げる事項（同号に掲げる事</p>

<p>の規定により読み替えて適用される第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項</p>		<p>項については、通称を除く。）</p>
<p>第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第四項第三号</p>	<p>氏名</p>	<p>氏名又は通称</p>
<p>第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される</p>	<p>から第三号まで</p>	<p>に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号</p>

第十五条の四第二

項

第三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条の表第十二条第二項第一号の項中「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第三十一条第一項中「法第七条第八号、法」を「第七条第八号、」に、「法第十条、法第十一条第三項、法」を「第十条、第十条の二、第十一条第三項、」に、「まで、法」を「まで、」に、「第四項、法」を「第四項、」に、「法第十六条第一項、法」を「第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第二項から第四項まで、第十六条第一項、」に、「法第十九条第一項」を「第十九条第一項」に、「第二十条」を「第十九条の二、第二十一条第一項、第二十一条の三第二項から第四項まで、第二十二条」に、「第二十五条、法」を「第二十五条、」に、「法第三十条の三、法」を「第三十条の三第一項及び第三項、」に、「並びに法」を「並びに」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十二条第一項の項を次のように改める。

第十二条第一項

市町村が備える住民基本台帳

区長が作成した住民基本台帳

市町村の市町村長	区の区長
市町村長の	区長の

第三十一条第二項の表第十四条第二項の項の次に次のように加える。

第十五条の四第一項	市町村が	区が
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表第二十条第一項の項を次のように改める。

第二十条第一項	市町村が備える戸籍の附票	区長が作成した戸籍の附票
	市町村長の	区長の
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表第二十条第二項から第四項までの項の次に次のように加える。

第二十一条の三第一項	市町村が	区が
	市町村の市町村長	区の区長

第三十一条第二項の表に次のように加える。

第四十三条第二号	市町村長	市長又は区長
ロ		

第三十二条第一項中「及び第二項、」の下に「第十三条の二、」を加え、「第十五条、第十六条」を「第十六条第一項、第十八条」に、「及び第二項並びに」を「並びに」に改め、同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第十三条第三項の次に次のように加える。

第十五条及び第十 六条第二項	市町村長	区長
-------------------	------	----

第三十二条第二項の表第三十条の二十六第一項の項中「備える市町村」を削る。

第三十四条第一項を次のように改める。

市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。

第三十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

(住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十二条第二項の改正規定中「同条第二項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第三十条の二十六第一項の項」を「同条第二項の表第三十条の二十六第一項の項」に改め、「備える市町村」を削り、同令第三十条の二十六を改め、同条を同令第三十条の十六とする改正規定を次のように改める。

第三十条の二十六第三項第一号中「外国人住民が」の下に「当該外国人住民の通称が記載された」を加え、「転出証明書に記載された」を「当該」に改め、同項第二号中「場合」の下に「において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民の通称が通知されたとき」を加え、「法第二十四条の二第四項の規定により通知された」を「当該」に改め、同条第七項の表法第十一条第一項の項中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に、「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同表第三十条の三十一の規定により読み替え

て適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改め、同条第八項中「（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録）」を削り、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第二項第三号の項中「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、同条を第三十条の十六とする。

第一条のうち、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一を改め、同条を同令第三十条の二十一とする改正規定中「中」に読み替えるもの」を削り、同条」を削り、同令第四章の二を同令第五章とし、同章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の十四に係る部分に次のように加える。

7 氏に変更があつた者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記録。第三十条の十六第八項において同じ。）がされている場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条の四第五

氏名

氏名又は旧氏（住民基本台帳法施行令

<p>項において準用する第十二条第二項第三号</p>		<p>(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章において同じ。)及び名</p>
<p>第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項</p>	<p>事項</p>	<p>事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)</p>
<p>第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第二項第三号</p>	<p>及び</p>	<p>又は旧氏及び名並びに</p>
<p>第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第</p>	<p>事項</p>	<p>事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)</p>

四項	第十五条の四第五項において準用する第十二条の三第 四項第三号	又は旧氏及び名並びに
項	第十五条の四第三号から第三号まで	に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、第三号

附則第一項中「平成三十一年十一月五日」を「令和元年十一月五日」に改め、同項を附則第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。）がその除票（住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び

に行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令第三十条の十四第七項の規定は、適用しない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する前項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

附則第二項を附則第三条とする。

附則に次の一条を加える。

（住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「（次項において「新令」という。）

第三十条の二十六第八項」を「第三十条の十六第八項」に改め、同条第二項中「新令」を「第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条第一項及び附則第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）がその除票（改正法第二条の規定による改正後の住民基本台帳法第十五条の二第一項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して五年を経過している除票については、改正法附則第四条第二項に規定する政令で定める日までの間は、第一条の規定による改正後の住民基本台帳法施行令（次項において「新令」という。）第三十条の二十六第八項の規定は、適用しない。

2 新令第三十四条第一項の規定は、この政令の施行の日前に市町村長が消除した住民票若しくは住民票を

改製した場合における改製前の住民票又は消除した戸籍の附票若しくは戸籍の附票を改製した場合における改製前の戸籍の附票であつて、この政令の施行の際現に市町村長が保存しているものについても適用する。

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）に対する改正法附則第四条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 指定都市に対する前条の規定の適用については、区長及び総合区長を市長とみなす。

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、住民票及び戸籍の附票の消除及び改製に関する手続等に係る規定の整備を行うほか、除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長等を行う必要があるからである。